

太田市みらい給付型奨学金 Q & A

Q 1：成績要件を教えてください。

○申し込み時までの成績が評定平均3.5以上（5段階評価）

○評定平均の算出対象期間は、以下の申し込み時の学年別（例）のとおりです。

（例1）高校3年生：高校1年生から2年生までの成績

（例2）浪人生：高校3年間の成績

（例3）大学1年生：高校3年間の成績

（例4）大学2年生：大学1年生の成績

○成績の換算については、以下の表を参考にしてください。

4段階		換算評価
A	優	5
B	良	3.66
C	可	2.33
D(不合格)	不可(不合格)	I

5段階					換算評価
SS	S	A	秀	90～100点	5
A	A	B	優	80～89点	4
B	B	C	良	70～79点	3
C	C	D	可	60～69点	2
D(不合格)	D(不合格)	E(不合格)	不可(不合格)	59点以下(不合格)	I

6段階	換算評価
S	5
A	4.2
B	3.4
C	2.6
D	1.8
E(不合格)	I

7段階	換算評価
S	5
A	4.33
B	3.66
C	3
D	2.33
E	1.66
F(不合格)	I

8段階	換算評価
S	5
A+	4.42
A	3.85
B+	3.28
B	2.71
C+	2.14
C	1.57
D(不合格)	I

9段階	換算評価
AA	5
A	4.5
A-	4
B+	3.5
B	3
B-	2.5
C+	2
C	1.5
D(不合格)	I

Q2：年収要件を教えてください。

○生計維持者の「税額控除前の市民税所得割」の合計額が228,600円以下であることが、年収要件となります。

※一般的には、生計維持者は申請者の父母となります。いずれかが無収入であっても生計維持者は父母となりますので、ご注意ください。

父母それぞれの「税額控除前市民税所得割額」を合計してください。

※「税額控除前市民税所得割額」の確認は、次ページを参考にしてください。

○今回の募集では、令和7年度所得・課税証明書情報（令和6年收入）で確認します。

○以下の書類や方法で確認することができます。

①所得・課税証明書（詳細）

②市民税・県民税税額決定通知書

③特別徴収税額の決定通知書（納税方法が特別徴収だけの場合に限ります。）

④計算する場合は課税標準額×6%

課税標準額は「マイナポータル」を活用して調べることができます（マイナンバーカードが必要です）。

【マイナポータル HP】

https://myna.go.jp/html/my_information.html



⚠ 注意 所得税関係の書類（確定申告書、源泉徴収票等）では確認できませんので注意願います。

○「税額控除前市民税所得割」を基準額としていますが、年収の目安は以下のとおりです。

人数	世帯構成	年収目安
2人	本人、ひとり親	750万円
3人	本人、ひとり親、中学生	750万円
4人	本人、親①、親②（無収入）、中学生	800万円
4人	本人、親①、親②、中学生	①500万円、②400万円
5人	本人、親①、親②、大学生、中学生	①600万円、②350万円

※世帯構成や障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象になる場合や、下回っていても対象にならない場合があります。

※支給を受けている間、収入増加などの理由で基準額を上回った場合には、支給対象外となります。

Q3：所得・課税証明書等の「税額控除前の市民税所得割」の見方を教えてください。

○各種証明書における「税額控除前の市民税所得割」は、以下を参考にしてください。

【①所得・課税証明書（詳細）】

※詳細ではない所得・課税証明書の場合、税額控除前の市民税所得割の記載がありません。

必ず「**所得・課税証明書（詳細）**」をご用意ください。

所得・課税証明書（詳細）			
住所・氏名			
所得の内訳	所得控除の内訳	課税標準額内訳 税額控除等	公印
収入等		所得割・均等割 年税額	
備考			

〈拡大〉

課税標準計		円
内 訳	総所得	円
		</

ここの金額です！

【②市民税・県民税税額決定通知書】

市民税・県民税 税額決定通知書 ・森林環境税 納税	
公印	
お問い合わせ番号	通知書番号
住所・氏名	
課税標準額及び税額 決定内容・変更前	事由 区分
普通徴収税額の期別税額	
公的年金特別徴収	
所得金額の内訳	所得控除額の内訳

〈拡大〉

	課税標準額		決定内容		変更前	
	決定内容	変更前	市民税	県民税	市民税	県民税
総所得						
小計						
調整控除額						
配当控除額						
住宅借入金等特別税額控除額						
寄附金税額控除額						
調整額・外国税額控除額等						
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額						
差引所得割額						
均等割額						
計						
森林環境税			円			円
年税額(市民税・県民税・森林環境税)	(B)		円	(C)		円
年税増減額(B)－(C)						円

ここの金額です！

【③特別徴収税額の決定通知書】

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	課税標準	税額	納付額	氏名・住所
所得控除				
摘要				公印

〈拡大〉

市	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	
税 県	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	
税 額	森 林 環 境 税 額 ⑧	
	特 別 徴 収 税 額 ⑨	
	控 除 不 足 額 ⑩	
	既 充 当 ・ 既 委 託 納 付 額 ⑪	
	既 納 付 額 ⑫	
	差 引 納 付 額 (⑨-⑫-⑩,⑪)	
	変 更 前 税 額 ⑬	
	増 減 額 (⑨ - ⑬)	
	変 更 月	月

ここの金額です！

Q4：居住要件を教えてください。

申請者と生計維持者は、以下の①・②の居住要件を満たす必要があります。

①申請者本人が高校時代、卒業時から遡って1年以上、太田市に住民登録があり、居住していたこと。

②申請者の生計維持者が、申請日から遡って1年以上、太田市に住民登録があること。

※生計維持者とは、原則支給を受ける本人の父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。詳しくは、日本学生支援機構（JASSO）のホームページに記載されている「生計維持者について」をご確認ください。

【日本学生支援機構（JASSO）HP 生計維持者について】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

